

令和5年度
(2023年度)

第1回
高崎市国民健康保険事業の
運営に関する協議会会議録

令和5年8月3日開催

高崎市市民部保険年金課

令和5年度高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録（第1回）

1 日 時 令和5年8月3日（木曜日）午後2時00分から

2 場 所 高崎市役所 3階 第31会議室

3 議 事

(1) 高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長及び副会長の選出について

(2) 報告事項

- ①令和4年度（2022年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- ②国民健康保険被保険者証等の交付状況について
- ③特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について
- ④人間ドックの受診者の状況について
- ⑤保養施設利用助成実績について
- ⑥国民健康保険制度改正について

出席委員

- ・ 被保険者代表 岡田 恵子・小田澤 道子・今井 隆・須藤 敦子
- ・ 保険医又は
保険薬剤師代表 岡本 克実・有賀 長規・谷内 晴夫・谷内 英明・山本 敬之
- ・ 公益代表 三井 暢秀・大河原 吉明・青木 和也・小野 聡子・柄沢 高男
湯浅 弘子
- ・ 被用者保険等
保険者代表 星野 浩一・下山 裕子・齋藤 敦匡

欠席委員 中村 真由美（被保険者代表）・續木 美和子（被保険者代表）
林 信義（保険医又は保険薬剤師代表）

保険者代表 市民部長・保険年金課長・財政課長・納税課長・健康課長
会議に参加したもの 倉渕支所市民福祉課長・箕郷支所市民福祉課長
群馬支所市民福祉課長・新町支所市民福祉課長
榛名支所市民福祉課長・吉井支所市民福祉課長
保険年金課国保担当係長2名・保険年金課資格賦課担当係長2名
保険年金課医療給付担当係長2名・納税課滞納整理担当係長
健康課健康づくり担当係長

事務担当 保険年金課庶務担当係長・庶務担当主査2名・庶務担当主任主事1名

(事務局：司会)

それでは、次第の4「議事」に入ります。本来であれば議事の進行は会長が議長になり進めることになっておりますが、今日は今まで本協議会の会長にご就任いただいております中島委員及び副会長にご就任いただいております根岸委員のご退任後初めての会議でございますので、会長・副会長が空席となっております。このことから、会長・副会長の選出までの間は、事務局にて進行をさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、事務局にて進めさせていただきます。

議事の「(1) 高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長及び副会長の選出について」に入ります。

まず、会長及び副会長の選出につきましてご説明申し上げます。資料の12ページをご覧ください。こちらは本協議会の規則になりますが、会長・副会長につきましては第4条で定められておまして、「会長及び副会長を各1名置くこと。」「公益を代表する委員のうちから全委員で選挙すること。」が規定されております。選出方法でございますが、従来の方法を申し上げますと、「公益を代表する委員」の皆様でご協議してお決めいただき、それを委員の皆様にご承認いただく形としております。今回も従来どおりの方法でよろしいでしょうか。

<異議なし>

皆様のご了解をいただきましたので、選出方法につきましては従来どおりの方法で行うことといたします。本来であれば、ここで少々お時間をいただきご協議いただくところでございますが、公益を代表する委員の皆様には事前にご協議いただいておりますので、私から協議結果を報告させていただきます。会長は三井 暢秀 委員、副会長は、大河原 吉明 委員 でございます。ご承認いただける場合は、拍手をお願いいたします。

<拍 手>

ありがとうございます。それでは、会長を三井委員に、副会長を大河原委員をお願いいたします。会長・副会長が選出されましたので、議事の(1)はこれにて終結といたします。

(事務局：司会)

三井会長、大河原副会長におかれましては、会長席・副会長席をお願いいたします。

<三井会長、大河原副会長 それぞれの席に移動>

それではここで、会長、副会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。まずは三井会長からお願いいたします。

(三井会長)

ただいま、会長にご指名をいただきました三井でございます。

国民健康保険は、国民皆保険の基盤として重要な役割を担っているところでございますけれども、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことに加えて、所得水準が低いという構造的な

問題から、その財政運営は大変厳しいという状況にあると承知しております。そのような中、委員の皆様には忌憚のない議論をいただきながら、本協議会の円滑な運営並びに本市の国民健康保険事業が安定かつ適正に運営ができますよう、精一杯努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：司会)

ありがとうございました。続きまして大河原副会長、お願いいたします。

(大河原副会長)

副会長にご指名いただきました大河原でございます。

会長を補佐し、会議の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、活発なご審議をお願いできればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局：司会)

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条第1項の規定によりまして、三井会長に議事を進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。それでは議事を進行していきたいと思います。

まずは諸般の報告についてでございます。本日は、中村委員、續木委員、林委員から、ご都合により欠席する旨の連絡を受けております。

本協議会につきましては、高崎市情報公開条例に基づき公開としております。

また会議開催の事前公表につきましては、7月15日号の広報高崎に掲載するとともに、高崎市ホームページにて周知を行っておりますのでご承知おきください。

次に、本日の会議録署名委員ですが、被保険者代表の岡田委員と被用者保険等保険者代表の星野委員をご指名いたします。両委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の会議は報告事項が6件ございます。

はじめに、報告事項①「令和4年度（2022年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

はい。保険年金課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。説明が少し長くなりますので、着座にて失礼させていただきます。

報告事項①「令和4年度（2022年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込」につきましてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

この表は、令和4年度決算見込額と令和3年度決算額を比較したものでございます。上段が歳

入、下段が歳出を記載しております。また1枚おめくりいただいた2ページと3ページには、歳入・歳出それぞれの項目の説明を記載しております。それでは内容の説明に入らせていただきます。

2ページをご覧ください。歳入の区分1「国民健康保険税」でございます。令和4年度の決算見込額は67億9,371万8千円、昨年度に比べ5億1,334万4千円、率にしますと約7%の減額となりました。減額の要因でございますが、被保険者数が減少したことに加えまして、令和4年度に国民健康保険基金を活用した税率改定を行い、保険税率を引き下げたことが主な要因となっております。ここで4ページの「被保険者数・療養諸費等に関する調べ」をご覧くださいと思います。表の上段に記載の「被保険者数」の令和4年度は72,924人、前年度に比べ3,193人、約4.2%減少しております。これは団塊の世代が75歳に到達したことによる後期高齢者医療制度への移行、それから令和4年10月に施行された被用者保険の適用拡大に伴い、社会保険に移行した人が多くいらっしゃるということが主な要因と思われまふ。また、下段の国保税の中の「1人当りの調定額」をご覧くださいますと、国保税率の引下げによりまして負担が抑えられていることが分かるかと思ひます。

2ページにお戻りください。続きまして区分の3「国庫支出金」でございます。決算見込額は20万4千円でございます、前年度に比べ1,698万6千円の減額です。これは「災害臨時特例補助金」のうち、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の保険税減免」に対する国庫補助金が、令和4年度におきましては、その全額が特別調整交付金として交付されることとなったため、減額となったものでございます。

続きまして、区分の4「県支出金」でございます。まずは「普通交付金」でございます。こちらは保険給付の実績に応じて、その全額が群馬県から交付されるものございまして、243億2,399万7千円、前年度に比べ1億1,711万7千円の増額でございます。主な増額の要因でございますが、療養給付費や高額療養費等が増加したことに伴い、当該保険給付費の財源として全額が交付される普通交付金収入も増額したものでございます。

次に「特別交付金」でございます。これは本市の受診傾向やその他の特別事情、また経営努力などにに応じて交付される交付金でございます、決算見込額は6億4,097万6千円、前年度に比べまして8,230万8千円、率にしますと約11.4%の減となります。主な減額の要因でございますが、「特別調整交付金」が1億7,876万6千円、前年度に比べ7,538万2千円、約3割ほど減っていることによるものでございます。具体的には、特別調整交付金を算定する項目がいくつかございますけれども、そのうちの「結核性疾患・精神病に係る療養給付費等が多額」な場合に交付される項目において、医療給付費全体に占める結核・精神疾病に係る額の割合が減少したこと、それから「新型コロナに起因する保険税減免額」が前年度と比較して大幅に減少したことから、国からの支援額が減額となったものでございます。

続きまして区分5「財産収入」でございます。こちらは国民健康保険基金の利子収入でございます、前年度とほぼ同額の276万9千円でございます。

続きまして区分6「繰入金」でございます。まず「保険基盤安定繰入金」でございますが、国民健康保険は構造的に税負担能力の低い加入者の割合が高いことに鑑みまして、財政基盤の強化を図るために創設された繰入金でございます、国保税の軽減措置の減額分の補てん、それから

低所得者数に応じて国・県・市が支援しているものでございます。決算見込額につきましては、18億2,512万5千円、前年度に比べて1億1,505万4千円、率にしまして約6%の減となりました。これは主に被保険者数の減少に伴うものと考えております。

次に「一般会計繰入金」でございます。こちらは繰入れのルールに基づいた事務費等の繰入金でございます。6億2,475万1千円となっております。前年度とほぼ同額でございます。内訳でございますが、「未就学児均等割保険税軽減分繰入金」が1,736万8千円、こちらは国の制度改正によりまして、令和4年度から施行となりました未就学児に係る均等割額を5割軽減する制度に対する繰入金でございます。その減額相当額の全額を国・県・市の公費で負担するものでございます。

次に「福祉波及分繰入金」でございます。8,252万4千円、こちらは子どもや母子父子・障害者に対する福祉医療制度を現物給付方式で実施していることに対する国庫負担額の減額調整措置、いわゆる「福祉ペナルティ」に対する繰入金でございます。

続きまして「出産育児一時金繰入金」は、支払実績に基づく繰入金でございます。5,388万円、続いて「職員給与費等繰入金」は、主に総務管理費や徴税费等の事務費に対する繰入金でございます。4億61万円、また「財政安定化支援事業繰入金」は、国保の構造上、高齢者が特に多いことにより保険給付費が増加する等の「保険者の責に帰することができない特別な事情」を考慮した繰入金でございます。7,036万9千円を繰入れてございます。

続きまして「基金繰入金」でございます。国民健康保険基金の活用につきましては、これまで医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加等に伴う被保険者の負担増を要する状況の中、被保険者の税負担が増えることのないよう活用してまいったところでございます。決算見込額につきましては10億3,490万5千円、前年度に比べますと8億7,264万8千円の増額となっております。増加の主な要因でございますが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えの影響により、一時的に医療給付費が減少し、国民健康保険基金残高が増加したことや、物価高騰に伴う市民生活への影響等を考慮いたしまして、被保険者のさらなる負担軽減を図るために、国民健康保険基金を活用した国保税率の引下げを行わせていただいたことによるものとなっております。

続きまして区分7「繰越金」でございます。こちらは前年度決算からの繰越金でございます。1億67万7千円を令和4年度予算に算入したものでございます。金額は前年度とほぼ同額となっております。

続きまして区分8「諸収入」でございます。諸収入は、「延滞金」、「第三者納付金」、「返納金」等の収入並びに前年度に交付された「普通交付金の精算金」の収入でございます。合計で1億8,632万円となっております。前年度と比べますと9,407万1千円の減額となっております。主な減額の要因でございますが、延滞金と返納金の収入が減少したことによるものでございます。

以上を合計いたしますと、令和4年度の歳入合計は355億3,351万9千円となり、前年度に比べまして1億6,414万6千円、率にしますと0.46%の微増となりました。歳入の説明は以上でございます。

続きまして歳出の説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。

まずはじめに区分1「総務費」でございます。総務費は職員人件費等の国民健康保険事業全般の運営に係る費用を計上している「総務管理費」、国民健康保険税の賦課及び徴収に係る経費を計上している「徴税費」、それから本協議会の運営に係る経費を計上しております「運営協議会費」で構成されております。令和4年度の決算見込額でございますが、総務費合計で4億1,617万1千円となっております。前年度とほぼ同額となっております。

続きまして区分2「保険給付費」でございます。保険給付費は、表のとおり「療養給付費」から「傷病手当金」までの給付関連の費用で構成されておまして、決算見込額は総額で244億6,874万8千円、前年度に比べ4,041万8千円の増でございます。先にご説明させていただきまして、被保険者数は年度平均で約3,200人ほど、約4.2%減少しておりますが、一人当たりの医療費は被保険者の高齢化等により年々増加傾向にありまして、令和4年度においては、前年度と比較しまして約4.6%増加となっております。このような状況から、被保険者数の減少以上に給付費用が増加したため給付費が増額となったものと考えてございます。それでは保険給付費の内訳につきましてご説明させていただきます。

まずは「療養給付費」でございます。こちらは被保険者が保険医療機関等を受診した際の医療費から自己負担分を除いた本市国保が負担している医療費でございます。209億3,159万4千円となっております。

次に「療養費」でございます。こちらは諸事情により保険証を使わずに治療を受けた場合、治療用装具を購入した時など、いったん全額を自己負担した場合の自己負担分以外の費用を支給するものでございまして、1億7,492万5千円となっております。

次に「審査支払手数料」でございます。こちらは群馬県国保連合会に委託している診療報酬の審査支払い及び電算処理に係る手数料等でございます。6,801万9千円でございます。

次に「高額療養費」でございます。こちらは医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超過額を本人に支給する若しくは群馬県国保連合会を通じて各医療機関に支払っているものでございまして、31億8,161万5千円となっております。

次は「高額介護合算療養費」でございます。こちらは同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合に医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に支給されるものでございまして、293万5千円となっております。

なお、これまでご説明させていただいた保険給付費の「療養給付費」から「高額介護合算療養費」までは、審査支払手数料の一部を除き、歳入の区分4「普通交付金」により、その実績額の全額が群馬県から本市に交付されております。

続きまして「出産育児一時金」でございます。こちらは被保険者が出産した際に42万円を支給するものでございまして、令和4年度の支給件数は193件、8,080万4千円となっております。

次に「葬祭費」でございます。こちらは被保険者が死亡したときに5万円を支給するものでございまして、令和4年度の支給件数は500件、2,500万円でございます。

続きまして「傷病手当金」でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者のうちの被用者を対象として支給するものでございまして、385万6千円です。前年度と比べますと328万9千円の増額でございます。増額の要因でございますが、前年度と比べまし

て感染者数が急増したことに伴い、本手当金の申請件数が増えたことによるものでございます。なお、本手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が本年5月8日から2類から5類に変更となったことを受け、現在は廃止となっております。以上が区分2「保険給付費」の説明でございます。

続きまして区分3「国民健康保険事業費納付金」でございます。この納付金は群馬県におきまして国が示す基準に基づき算定するものでございまして、県全体の保険給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金を推計いたしまして、市町村ごとに医療費水準や所得水準等を勘案し、納付金額が決定されてございます。決算見込額でございますが98億8,324万4千円、前年度と比べまして3億5,976万2千円の増、率にしますと約3.8%の増加となりました。納付金の増加理由でございますが、医療費の増加に加えまして、県の歳入のうちの社会保険診療報酬支払基金から県のほうに交付される歳入でございます前期高齢者交付金が大幅に減少したことが納付金に影響が出たものと考えております。

続きまして区分4「保健事業費」でございます。こちらは特定健診及び特定保健指導に関する事業、それから医療費通知の発送、人間ドックの受診や保養施設利用に対する助成などに関する費用でございます。全体で2億9,057万5千円、前年度と比べまして627万6千円、率にしまして約2.2%の増となりました。それでは個々の事業の決算見込につきましてご説明いたします。なお、事業実績等の詳細につきましては、この後の報告事項③から⑤の中でご説明いたします。

まず「特定健康診査等事業費」でございます。こちらは40歳から74歳の被保険者を対象とした生活習慣病予防のための「特定健康診査」に関する費用と、その健診の結果、支援対象となった人に対する「特定保健指導」の実施に関する費用でございます。1億8,899万5千円、前年度とほぼ同額となっております。

次に「保健衛生普及経費」でございます。こちらは医療費の抑制を図るための「ジェネリック医薬品の利用勧奨」や、被保険者の健康増進を図るための「保養施設利用料の助成」などに関する費用でございます。950万4千円となりました。前年度と比べますと50万9千円の増額となっております。

次に「疾病予防費」でございます。こちらは被保険者の健康維持や健康増進に資するため、また疾病の早期発見を目的に実施している「人間ドック」の受診に対する助成費用でございます。9,207万6千円となっております。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた前々年度及び前年度と比べますと受診者数は増加傾向にございまして、前年度と比べまして459万5千円の増額となっております。

続きまして区分5「基金積立金」でございます。こちらは歳入の区分5「財産収入」の項目でご説明させていただいた「利子収入」を国民健康保険基金に積み立てたものでございまして、276万9千円となっております。

最後に区分7「諸支出金」でございます。こちらは「国民健康保険税の還付金」及び「普通交付金の返還金」等でございます。8,121万8千円、前年度とほぼ同額となっております。

以上を合計いたしますと、令和4年度の歳出合計は351億4,272万5千円となり、前年度に比べまして4億402万9千円、率にしますと約1.2%の微増を見込んでございます。

以上、説明させていただいた令和4年度の歳入から歳出を差し引いた決算剰余金の額につきましては、3億9,079万4千円となります。このうち、国・県への返還金や過年度還付金等の支払いに必要と見込まれる額6,079万4千円を令和5年度に繰り越しまして、残りの3億3,000万円は国民健康保険基金に積み立てを行います。令和4年度決算見込の説明は以上でございます。

引き続きまして、資料の4ページの「被保険者数・療養諸費等に関する調べ」をご覧くださいと思います。また、本日机前にお配りさせていただきました「追加資料」を一緒にご覧いただければと思います。

まずはじめに表の上段「被保険者数」でございます。表に記載がございますとおり年々減少しております。令和4年度は年間平均で72,924人、世帯数では47,699世帯でございます。「追加資料」の1ページ上段のグラフのとおり、被保険者数、世帯数ともに年々減少している状況でございます。次に下段のグラフをご覧ください。これは65歳で年齢を区切った被保険者数をグラフにしたものでございます。塗り潰しの棒グラフ、65歳未満の被保険者数を見ますと、平成30年度において45,770人だった被保険者数が、令和4年度には39,750人となってございまして、6,020人、率にしますと13.2%の減少という状況になってございます。一方、斜線の棒グラフ、65歳以上の被保険者数は、平成30年度におきましては36,657人だった被保険者数が、令和4年度では33,174人となり、3,483人、率にしまして9.5%の減少にとどまっている状況でございます。昨今は団塊の世代の方々が75歳に到達しまして後期高齢者医療制度に移行されるピークとなっておりますが、被保険者の少子高齢化、それから被用者保険の適用拡大等によりまして、全体としては65歳未満の被保険者のほうが減少傾向にあるといった状況でございます。今後数年は引き続き団塊世代の後期高齢者への移行が進むこと、また令和6年10月にはさらなる被用者保険の適用拡大も予定されてございまして、今後数年は被保険者の減少傾向が続くものと思われま。

続きまして「療養諸費」についてご説明させていただきます。資料の4ページの表の中段でございます。療養諸費の金額でございますが、こちらは「療養給付費」、「療養費」、「高額療養費」、「高額介護合算療養費」の合計額でございます。表に記載のとおり令和4年度は242億9,106万8千円、総額を被保険者数で割った一人当たりの費用額は33万3,101円となっております。ここで「追加資料」の2ページをご覧ください。上段のグラフ「(2)療養諸費」は、これらをグラフにしたものでございます。こちらのグラフを見ますと、令和2年度はコロナ禍の影響による受診控えにより療養給付件数が一時的に減少しまして、それに比例して療養諸費も減少しました。しかし令和3年度以降は、前年度の受診控えが解消傾向にあること、また一人当たりの費用額が増加していることから、被保険者数は年々減少しているところではございますけれども、療養諸費総額は増加している状況でございます。次に下段のグラフをご覧ください。こちらは一人当たりの療養諸費を65歳未満と以上でそれぞれ分けたグラフでございます。このグラフを見ますと、どちらの年代とも若干の変動はあるものの、一人当たりの療養諸費は概ね年々増加傾向といったところがございますけれども、着目していただきたい部分としましては、斜線の棒グラフで示しております65歳以上の費用額が依然として高額となっていることが挙げられま

す。そして、被保険者に占める費用額の高い65歳以上の割合が年々増加していることから、結果として一人当たりの費用額が伸びているものと考えてございます。

続きまして「国保税」につきましてご説明いたします。資料の4ページの下段の表になりますけれども、表に記載のとおり令和4年度の医療給付費分の現年分の調定額は47億1,023万2千円となっております。総額を被保険者数で割った一人当たりの調定額は6万4,591円、令和3年度と比較して一人当たりの調定額が約5千円ほど減少しております。これは令和4年度に国保基金を活用した税率の引下げを行ったことによるものでございます。続いて「追加資料」の3ページをご覧くださいければと思います。上段のグラフ「(3) 国保税」及び、下段のグラフ【参考資料①】は、これらをグラフに表したものでございます。このグラフを見ますと、令和4年度の税率引き下げにより一人当たりの負担額が抑えられたことがお分かりいただけるかと思えます。

続きまして追加資料の4ページ【参考資料②】のグラフをご覧くださいと思います。こちらは医療給付費分の低所得者軽減世帯数、それから限度額超過世帯数をグラフにしたものでございます。棒グラフで示しております軽減世帯数でございますが、令和3年度においてはコロナ禍の影響に伴う所得減少等の影響により、一時的に軽減世帯数が増加しましたが、全体的に見ますと年々減少傾向にあります。これは被保険者数の減少に伴うものと考えております。また折れ線グラフで示しております限度額超過世帯数も例年同様に減少傾向になってございます。これは被保険者数の減少によるもののほか、課税限度額が年々上昇していることに伴い、新たに限度額超過でなくなる世帯が生じますので、限度額超過世帯数は年々減少しているものと考えてございます。

以上で「令和4年度（2022年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込」についての説明とさせていただきます。今後も国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

<質疑なし>

それでは報告事項①についての質疑を終結いたします。

次は報告事項②「国民健康保険被保険者証等の交付状況について」です。事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

報告事項②「国民健康保険被保険者証等の交付状況」についてご説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。

被保険者証の交付につきましては、昨年度から毎年8月に更新を行うように変更となりました。今年度におきましては7月10日に新たな被保険者証を発送させていただいたところでございま

す。「被保険者証等の交付状況」をご覧ください。こちらの表は令和3年度から5年度の更新時の実績をまとめたものでございます。滞納が続いていることにより交付される「資格証明書」などは、表に記載のとおりいずれも前年度に比べて減少している状況となっております。これは納税相談や滞納者対策等の収納努力により、被保険者のご理解が得られた結果と考えてございます。

なお、「資格証明書」の方が急病等で医療機関を受診する必要が生じた場合には、最大2か月間有効の「短期被保険者証」を交付するなど、受診抑制とならないように柔軟な対応も行っているところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらお願いたします。

<質疑なし>

それでは、報告事項②についての質疑を終結いたします。

次は報告事項③「特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について」、報告事項④「人間ドックの受診者の状況について」、報告事項⑤「保養施設利用助成実績について」であります。この3点は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いたします。

(保険年金課長)

報告事項③「特定健康診査・特定保健指導受診者等の状況について」から報告事項⑤「保養施設利用助成実績について」まで、一括してご説明させていただきます。資料の6ページをご覧くださいと思います。

はじめに報告事項③「特定健康診査・特定保健指導 受診者等の状況」についてご説明いたします。資料には数値が確定してございます令和2年度と令和3年度の受診者の状況について記載しております。本市における受診率でございますが、表に記載のとおり令和3年度の特定健康診査は35.8%でございますが、前年度より6%ほど上昇しております。また特定保健指導の受診率は18.4%と、こちらのほうは約2%上昇しているといった状況でございます。受診率が向上した理由でございますが、令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響による外出控え等により受診者数が減少しました。しかし令和3年度は外出控えが解消傾向にあったことや、引き続き周知を図ってきたこと等が受診率に反映されたものと考えてございます。なお、これは群馬県全体においても同様の傾向が見られております。いずれにいたしましても、本市の受診率は県全体の受診率を下回っている状況にありますので、より多くの皆様に受診していただけるよう引き続き周知等を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして報告事項④「人間ドックの受診者の状況」についてです。こちらは被保険者が人間ドックを受診する際にその費用の一部を助成するものでございまして、30歳以上の加入者を対象として実施しております。助成金額等につきましては表に記載のとおりでございます。令和4年度の受診状況でございますが、合計件数で昨年度よりも227人増加してございます。令和2年度はコロナ禍の影響等によりまして受診者数が減少してございますけれども、令和3年度以降

は回復傾向にあったことにより受診者が増加したものと考えてございます。本事業につきましては、被保険者の健康の維持・増進、そして疾病の早期発見に資するため、引き続き受診しやすい環境整備を図ってまいりたいと考えております。

人間ドック助成や特定健康診査などの保健事業は、将来の医療費の削減につながる重要な事業であると認識しておりますので、今後も多くの方が受診できるよう周知してまいりたいと考えてございます。

続きまして報告事項⑤「保養施設利用助成実績」についてでございます。こちらは心身のリフレッシュを通じて被保険者の健康増進を図るために、保養施設に宿泊する際に1人1泊につき2千円を助成しているものでございまして、「ゆうすげ元湯」、「はまゆう山荘」、「相間川温泉」、「牛伏ドリームセンター」の4施設が助成の対象となっております。利用実績につきましては表に記載のとおりでございますが、こちらもコロナ禍等の影響もあり、一時的に利用者数が不規則に変動しましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の収束傾向もあり、利用者数が伸びてきたのではないかと考えております。本事業は高崎市独自のものでもありますので、今後も周知等に努めていきたいと考えてございます。報告事項③から⑤の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらよろしくお願いたします。

(A委員)

報告事項の⑤のところ、保養施設の利用状況を教えていただいたのですが、この4施設がそれぞれのくらいの方が利用されたのか、施設ごとに分かったら教えていただきたいのですが。

(保険年金課長)

令和4年度の実績でよろしいですか。

(A委員)

はい。

(保険年金課長)

令和4年度の実績ということで、1,058件の内訳をご説明させていただきます。まず、ゆうすげ元湯が272件、はまゆう山荘が612件、相間川温泉が143件、牛伏ドリームセンターが31件となっております。合計で1,058件という状況、実績でございます。

(A委員)

はい。ありがとうございます。

本市独自の制度ということですので、皆さんがリフレッシュできますように、またご利用が進みますようにご案内をよろしく願いいたします。以上です。

(議長)

他にありませんか。

<他の質疑なし>

それでは、報告事項③、④、⑤についての質疑を終結します。

次は報告事項⑥「国民健康保険制度改正について」です。事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

報告事項⑥「国民健康保険制度改正」についてご説明いたします。資料は7ページでございます。今回ご報告させていただく内容ですけれども、出産時における国民健康保険税の負担軽減に係る制度改正についてでございます。本制度は「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が本年5月に公布されたことに伴い創設されるものでございまして、本改正法中の「子ども・子育て支援の拡充措置」のひとつとして、「産前産後期間における国民健康保険税の一部免除」が盛り込まれたというものでございます。それでは資料に沿って説明させていただきます。

まず、改正の概要でございます。国保加入世帯に出産予定の被保険者がいる場合に、産前産後期間における国民健康保険税の均等割と所得割を免除する制度でございます。令和6年1月からの施行となります。本免除に係る所得制限はございません。

次に、制度創設の背景でございますが、厚生年金・社会保険や国民年金には、既に出産に係る免除制度があることを踏まえまして、国民健康保険におきましても同様の制度を創設するというものでございます。少子化傾向が続く中、子育て世代のさらなる負担軽減や次世代育成支援を図ろうというものでございます。

具体的な制度の内容でございますが、資料下段にイメージ図を記載してございます。そちらをご覧くださいいただければと思います。図にお示しのとおり、単胎と記載されておりますけれど、ひとりのお子さんの出産の場合には「出産予定月の前月から4か月間」、双子等の多胎の場合には「出産予定月の3か月前から6か月間」の期間において、所得割と均等割を免除ということでございます。また、本制度により免除した保険税額相当分につきましては、国・県・市の公費で全額補てんされることとなっております。

なお、今後国から詳細な通知等が示されましたら、すみやかに必要な手続き、システム改修、それから条例改正、予算措置等を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらお願いいたします。

(A委員)

今回の制度改正は、すごく歓迎するところです。この制度改正と少し離れるのですが、本年4月から出産育児一時金が42万円から8万円増額の50万円になっていると思うのですが、今、高崎また群馬県内の出産費用が大体どのくらいになっているのか、せっかく引き上げていただいたのですが、実際どのくらいかかっているのか、そのへんの推移というか、動向を教えてくださいたいのですが。

(保険年金課長)

具体的な高崎市内や群馬県内の平均的な出産費用という資料は手元にないのですが、高崎市として出ているものはないのですが、今回の支給額の見直しにつきましては、国において公的病院、私的病院、診療所などの全施設の平均出産費用と近年の費用額の伸びを見ながら引き上げている訳でございますけれども、今回の引き上げについては、直近の実績として令和3年度の実績を基礎に国のほうで改定をしているのですが、厚生労働省が公表しているこの時の資料の中では、全国平均が約47万3千円ということでございました。ただし、全施設の市町村別、都道府県別のデータというのは示されていないのですが、その中の一部の公的病院の平均費用ということで、市町村別のところまではないのですが、全国平均それから都道府県別は公表されておまして、そちらを参考に申し上げさせていただきたいと思っております。そちらの資料では全国平均で45万4,994円、群馬県の平均は45万5,608円というようなデータは公表されてございます。以上でございます。

(A委員)

ありがとうございます。個人負担が出ないようにしていただければありがたいと思います。

(議長)

他にありませんか。

<他の質疑なし>

それでは報告事項⑥についての質疑を終結いたします。

続きまして、次第の5「その他」でございます。

会議全体につきまして、何かご意見やご質問等がありましたらお願いいたします。

<意見・質問等なし>

よろしいですか。

ないようですので、これにて本日の案件をすべて終了といたします。

皆様のご協力によりまして、滞りなく終了することができました。ご協力ありがとうございます。これにて議長の座を降ろさせていただきます。大変ありがとうございました。